

特定都市再生緊急整備地域の整備計画の改定について

1 改定する理由

- ・各事業の事業概要、実施期間、都市計画に関する事項の時点修正を行うため

2 改定箇所

- ・特定都市再生緊急整備地域の整備計画（案）（朱書き部分）のとおり

特定都市再生緊急整備地域の整備計画

整備計画名	神戸都心・臨海地域整備計画
-------	---------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

- ・瀬戸内海や六甲山系といった豊かで変化に富む自然と都市が調和する神戸ならではの都市景観等を活かしながら、神戸の玄関口にふさわしい風格のある都市空間「えきまち空間」の創出を官民協働で進め、国際競争力の強化を図り、世界に貢献する未来創造都市のリーディングエリアを形成する。
- ・世界に開かれた国際都市として、神戸空港や新神戸駅等を活かす南北軸の強化を図るとともに、他都市とのアクセス性向上に資する各交通手段の乗り換え利便性の向上や、バスターミナル等の交通結節機能の強化を図る。
- ・6つの駅が集まる「えきまち空間」を中心に、歩行者空間の拡大や魅力の向上、歩行者動線の改善や強化、公共交通を補完する未来志向の移動支援の導入等により、「えき」や周辺の「まち」との回遊性の向上を図る。
- ・更新期を迎える建築物等の建て替えに合わせ、業務・商業・文化・交流・宿泊等の多様で高度な都市機能の集積を図る。
- ・優れた都市空間の形成により、国内外から多様なクリエイティブ人材と企業等呼び込み、異分野間の交流と融合による技術革新、新たな価値創造と新産業の創出の促進を図る。
- ・阪神・淡路大震災等の教訓を活かしつつ、災害時における業務継続性の確保や安全な滞留・滞在施設の整備等、防災機能の強化を図る。

都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
①	神戸阪急ビル東館建替及び西館リニューアル計画	敷地面積: 約 7,100 m ²	阪急電鉄株式会社	H29～R3	
②	神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業	事業区域面積: 約 1.3ha	雲井通5丁目再開発株式会社	H30～R9(予定)	都市計画に関する事項:神戸国際港都建設計画 神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業 (都市計画決定:令和2年3月17日) 都市再生特別地区(神戸三宮雲井通5丁目地区) (都市計画変更:令和2年3月17日)
③	神戸市役所本庁舎2号館再整備事業	延床面積: 約 77,000 m ²	オリックス不動産株式会社、阪急阪神不動産株式会社、関電不動産開発株式会社、大和ハウス工業株式会社、芙蓉総合リース株式会社、株式会社竹中工務店、安田不動産株式会社、神戸市	R4～R11(予定)	都市計画に関する事項:神戸国際港都建設計画 都市再生特別地区(加納町6丁目地区) (都市計画変更:令和5年10月24日)
④	JR 三ノ宮新駅ビル開発計画	延床面積: 約 91,500 m ²	西日本旅客鉄道株式会社、JR西日本不動産開発株式会社、独立行政法人都市再生機構西日本支社	R5～R11(予定)	都市計画に関する事項:神戸国際港都建設計画 都市再生特別地区(三宮駅前第2地区) (都市計画変更:令和4年12月27日) 道路(3.5.80号都賀川三宮線ほか4路線) (都市計画変更:令和4年12月27日) 交通広場(4号三宮駅前玄関交通広場ほか2広場) (都市計画変更:令和4年12月27日) 通路(1号三宮駅前通路ほか5通路) (都市計画決定:令和4年12月27日)

※事業の位置は別図の通り

都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
㉗	三宮プラッツリニューアル	面積:約 150 m ²	神戸市	H29～R1	
㉘	(仮称)新三宮バスターミナル(I期)	約 6,800 m ²	国土交通省	R2～R9(予定)	
㉙	(仮称)三宮図書館整備事業	未定	神戸市	H30～R9(予定)	
㉚	(仮称)新・神戸文化ホール大ホール(多目的ホール)	未定	神戸市	H30～R9(予定)	
㉛	新交通三宮駅改良事業	敷地面積: 約 1,800 m ²	神戸市 神戸新交通株式会社	R1～R11(予定)	都市計画に関する事項:神戸国際港都建設計画 道路(9.7.1号新交通専用道1号線) (都市計画変更:令和6年9月24日) 都市高速鉄道(都市高速鉄道6号線新交通ポートアイランド線) (都市計画変更:令和6年9月24日)
㉜	三宮駅周辺デッキ整備	総延長:約 550m	神戸市(予定)	R2～R16(予定)	道路(3.5.80号都賀川三宮線ほか4路線) (都市計画変更:令和4年12月27日)

※事業の位置は別図の通り

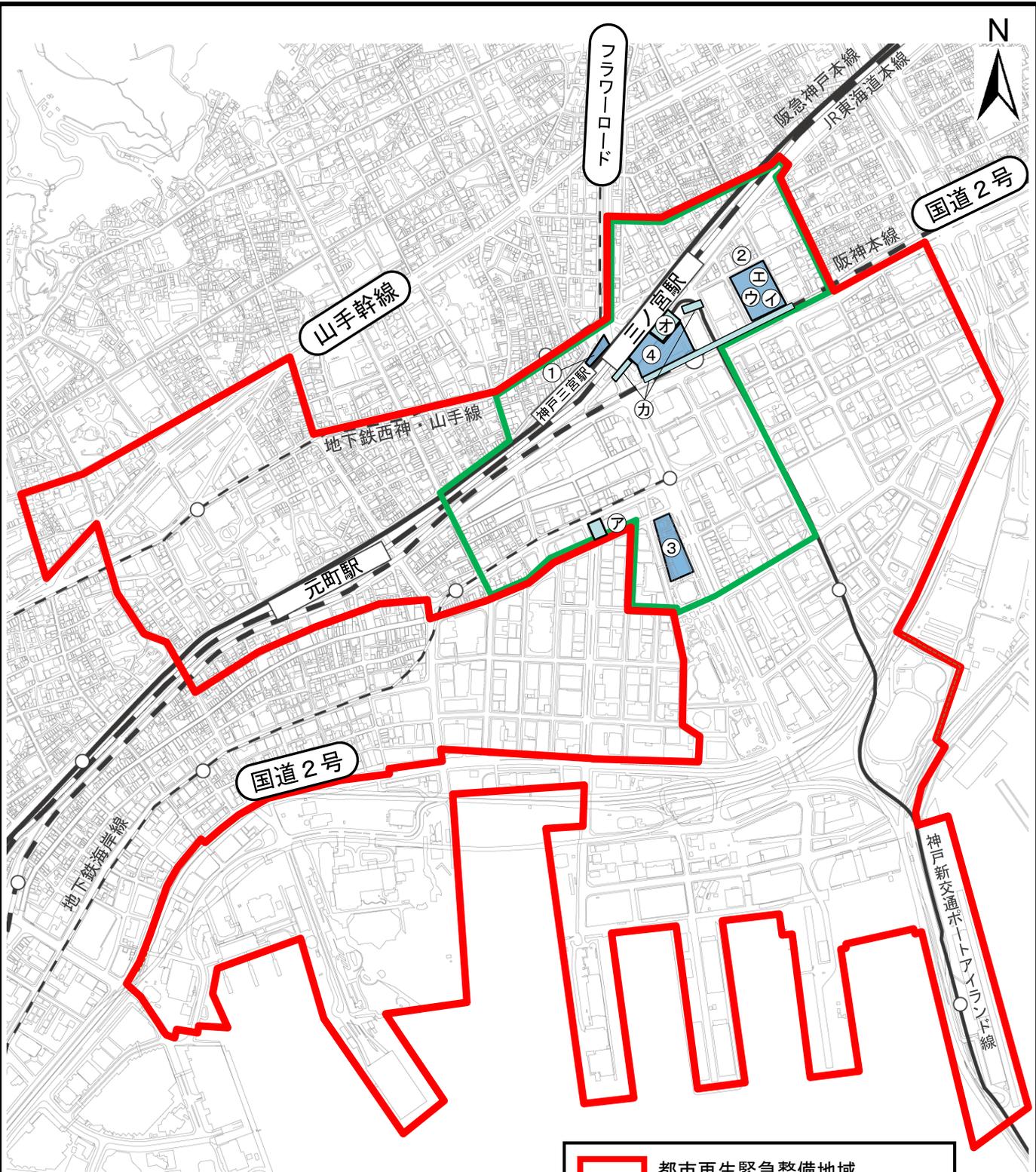
上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

駅前の道路を車中心から人と公共交通優先に転換する魅力的な空間“三宮クロススクエア”を中心に、地域の良好な環境や価値を維持、向上させるため、市民、民間事業者、行政等の多様な関係者の協働により、公共空間の利活用や管理運営を行うエリアマネジメントに取り組む。

その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項

上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備にあたっては、神戸らしい景観の形成や誰もが安心・快適な都市生活を享受できるアメニティ機能の導入、統一された多言語の案内サインを整備するなど、「心地よいデザイン」を備えた都市空間を形成するものとする。
加えて、国内外からの来訪者、滞在者の活動拠点の形成に資する総合的な情報発信提供機能の向上に係る取り組みや、広報PRするシティプロモーションを強化することに努める。

神戸都心・臨海地域（特定） < 45ha > プロジェクト



- 都市再生緊急整備地域
- 特定都市再生緊急整備地域
- 都市開発事業
- 公共施設整備